本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成21年第９号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成21年９月25日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　伊藤　周雄

記

2⑶ウ⑷③を次のとおり改める。

③　実施期間

平成21年３月20日（金）から平成22年３月31日（水）まで

2⑶ウ⑾の次に次のとおり加える。

⑼　しまなみ悠遊プラン

①　割引をする自動車

西瀬戸尾道インターチェンジ又は向島インターチェンジから流入し、今治北インターチェンジ又は今治インターチェンジで流出する走行を往路とし、今治インターチェンジ又は今治北インターチェンジから流入し、向島インターチェンジ又は西瀬戸尾道インターチェンジで流出する走行を復路とする自動車で、会社が別に定める通行券で通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車並びに、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるために会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされているものに限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車（以下「ＥＴＣ車」という。）に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）のうち普通車。

なお、因島北インターチェンジから大島南インターチェンジの間において、往路及び復路とも途中流出を可能とする。ただし、会社が別に定める通行券で通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車が途中流出した場合、途中流出したインターチェンジより流入したインターチェンジ側区間にあるインターチェンジからは、途中流出前の通行の有無に関わらず再流入できない。また、再流入後の進行方向は、途中流出前の進行方向に限る。

②　割引率又は割引を適用した後の料金の額

割引率又は往復通行に係る料金の合計額は次のとおりとする。

走　行　種　別	割引率又は料金の合計額
ＥＴＣ車	50%
ＥＴＣ車以外の自動車	6,600円

ただし、本割引以外の割引（本割引を受けるＥＴＣ車に重複して適用される割引を除く。）の適用条件を満たすＥＴＣ車の割引額は、本割引の割引額と当該割引額との差額とする。

③　実施期間

平成21年10月１日（木）から平成22年３月31日（水）まで

なお、本割引の有効期間は、実施期間の範囲で往路及び復路の利用開始日からそれぞれ連続した３日間とする。

④　適用区間

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間

⑤　その他

本割引を受けるＥＴＣ車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

⑽　新幹線せとうちレンタカープラン

①　割引をする自動車

ａ又はｂの自動車道毎に定めるインターチェンジでの流入及び流出をする自動車で、会社が別に定める通行券で通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車並びに、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるために会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされているものに限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車（以下「ＥＴＣ車」という。）に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）のうち普通車。

ａ　瀬戸中央自動車道

早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの区間のいずれかのインターチェンジから流入し、坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジで流出又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの区間のいずれかのインターチェンジで流出

ｂ　西瀬戸自動車道

西瀬戸尾道インターチェンジ若しくは向島インターチェンジから流入し、今治北インターチェンジ若しくは今治インターチェンジで流出又は今治インターチェンジ若しくは今治北インターチェンジから流入し、向島インターチェンジ若しくは西瀬戸尾道インターチェンジで流出

なお、西瀬戸自動車道では、因島北インターチェンジから大島南インターチェンジの間において途中流出を可能とする。ただし、会社が別に定める通行券で通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車が途中流出した場合、途中流出したインターチェンジより流入したインターチェンジ側区間にあるインターチェンジからは、途中流出前の通行の有無に関わらず再流入できない。また、再流入後の進行方向は、途中流出前の進行方向に限る。

②　割引率又は割引を適用した後の料金の額

割引率又は料金の額は次のとおりとする。

走　行　種　別	自動車道の区分	割引率又は料金の額
ＥＴＣ車	—	50%
非ＥＴＣ車	瀬戸中央自動車道	2,500円
	西瀬戸自動車道	3,300円

ただし、本割引以外の割引（本割引を受けるＥＴＣ車に重複して適用される割引を除く。）の適用条件を満たすＥＴＣ車の割引額は、本割引の割引額と当該割引額との差額とする。

③　実施期間

平成21年10月１日（木）から平成22年３月31日（水）まで

なお、本割引の有効期間は、実施期間の範囲で利用開始日から連続した３日間とする。

④　適用区間

瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間

⑤　その他

本割引を受けるＥＴＣ車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。